

ー都税についてのお知らせー

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です(23区内)

固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書は、6月1日(火)に発送します。
なお、郵便局の配達状況により、発送からお手元に届くまで1週間程度かかる場合がございます。

＜納期限＞ 令和3年6月30日(水)

＜ご利用になれる納付方法＞

- ① 金融機関※1・郵便局の  (ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※2※3
- ② パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付※2※4
インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)
詳しくは、**都税クレジットカードお支払サイト**をご覧ください。
- ③ スマートフォン決済アプリでの納付※2※5※6

＜利用可能なアプリ＞au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、Pay B、PayPay、モバイルレジ

- ④ 口座振替※7
- ⑤ 金融機関※1・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ⑥ コンビニエンスストア※5



＜利用可能なコンビニエンスストア＞

くらしハウス コミュニティ・ストア スリーエイト 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア
ファミリーマート ボブラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア
ローソン MMK 設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。)

- ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ※2 領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。
なお、都では独自に「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。
- ※3  (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限りです。
- ※4 1枚あたりの合計金額が100万円未満の納付書に限りです。
- ※5 1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限りです。
スマートフォン決済アプリについては、アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。
- ※6 スマートフォン決済アプリの利用方法等の詳細については、主税局HPをご確認ください。
- ※7 お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955 平日9時～17時)へお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。
詳しくは主税局HPをご覧ください。

固定資産税・都市計画税の納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

口座振替の申込みは「都税Web口座振替申込受付サービス」が便利です。主税局HPの専用サイトから必要事項を入力することで手続きできます。詳しくは専用サイトをご確認ください。

都税 Web口座振替 

口座振替依頼書による申込みも可能です。

ご希望の方は、主税局HPからダウンロードしていただくか下記お問合せ先までご連絡ください。

＜口座振替の問合せ先＞ 主税局徴収部納税推進課



一都税についてのお知らせ

令和3年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置について（23区内）

項 目	軽 減 の 対 象	軽減の割合等	申 請
商業地等に対する負担水準上限引下げ減額措置	負担水準 ^{※1} が65%を超える商業地等 ^{※2} ※1 負担水準…固定資産税の価格等に対する前年度の課税標準額の割合 ※2 商業地等…住宅用地以外の宅地等（店舗・工場の敷地、駐車場など）	負担水準 65%に相当する固定資産税・都市計画税の税額まで軽減	不 要
小規模非住宅用地に対する減免措置	一画地の面積が400㎡以下の非住宅用地 （個人又は資本金・出資金が1億円以下の法人が所有する土地に限ります。）	200㎡までの部分の固定資産税・都市計画税の2割を減免	<u>申請が必要です</u> （申請期限：令和3年12月28日） 前年度に減免を受けた方で、用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。
小規模住宅用地に対する軽減措置 （都市計画税のみ）	住宅1戸につき200㎡までの土地	都市計画税の2分の1を軽減	不 要
税額が前年度の1.1倍*を超える土地に対する減額措置	税額が前年度の1.1倍*を超える土地	令和3年度の固定資産税・都市計画税の税額が、前年度の税額の1.1倍*を超える場合に当該超える額に相当する税額を減額 なお、地積・利用状況等に変更があった場合、減額が適用されず、前年度の税額の1.1倍*を超えることがあります。	不 要
耐震化のための建替えを行った住宅に対する減免措置	昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和4年3月31日までに新築された住宅で一定要件を満たすもの（新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば減免されます。）	新築後新たに課税される年度から3年度分について固定資産税・都市計画税の全額を減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）	<u>申請が必要です</u> 申請期限は新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日です。
耐震化のための改修を行った住宅に対する減免措置	昭和57年1月1日以前からある住宅で、令和4年3月31日までに耐震改修を行った住宅のうち一定要件を満たすもの	改修完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分*について、耐震減額適用後、住宅1戸あたり120㎡相当分までの固定資産税・都市計画税の全額を減免 ※ 住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分	<u>申請が必要です</u> 申請期限は改修が完了した日から3ヶ月以内です。

* 令和3年度においては1.0倍

【お問合せ先】 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

—都税についてのお知らせ—

耐震化のための建替え 又は 改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

＜耐震化のための建替え＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和4年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
（1月1日新築の場合は翌年の2月末）

＜耐震化のための改修＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和4年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

中小企業者向け省エネ促進税制

●● 法人事業税・個人事業税の減免 ●●

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。

【お問合せ先】

●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

- ・所管都税務所の法人事業税・個人事業税班
- ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
- ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969

●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の（１）及び（２）に掲げる内国法人をいいます。

- （１） 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が
1億円を超える法人
- （２） 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書
及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

また東京都では、令和2年10月発送分から電子申告義務化の対象法人への申告書類送付物を変更しています。詳細はホームページをご覧ください。

[東京都主税局ホームページ](#)

東京都主税局

検索



●電子申告の利用方法や利用手続について

[eLTAX ホームページ](#)

エルタックス

検索

●国税（法人税・消費税等）の電子申告義務化について

[e-Tax ホームページ](#)

イータックス

検索

地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納付可能～

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。



税理士の方など代理人による納付手続きができます!!

○全国の自治体に一括電子納付!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納付事務の負担が軽減されます

取扱税目

- 法人事業税・法人都民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



生産性向上特別措置法に係る先端設備等の課税標準の特例措置の拡充・延長について

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。

■各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、事業用家屋・構築物が新たに対象となります。

対象の固定資産	要 件
事業用家屋	○取得価額が 120 万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること
構築物	○取得価額が 120 万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○販売開始日が 14 年以内であること ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均 1 %以上向上しているものであること

■令和 2 年 4 月 30 日から令和 3 年 3 月 31 日（※）までに取得した資産が特例対象となります。

※ 生産性向上特別措置法の改正を前提として、現行の特例措置対象も含め 2 年延長する見込みです。

お問合せ先

詳しくは、主税局 HP をご覧ください。

主税局 コロナ 生産性革命

検索



事業用家屋について…資産が所在する区にある都税事務所の固定資産税班
償却資産について……資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

令和 3 年 10 月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都に eLTAX の利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

時 期

令和 3 年 10 月送付分から

対象者

電子申告利用事業者

（東京都に eLTAX の利用届出を提出した事業者）

変更点

申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。

（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）

令和 3 年 9 月まで

・ 申告書
・ 別表等

・ 納付書
（税率表等）※

※ 法人二税のみ



令和 3 年 10 月から

・ 申告書
・ 別表等

・ 納付書
（税率表等）※

※ 法人二税のみ

● 申告書、別表は東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>）からダウンロードできます。

● 電子申告利用の手続については、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。



【お問合せ先】

（法人二税）所管都税事務所の法人事業税担当班
（事業所税）所管都税事務所の事業所税担当班

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、 来所不要な手続をご利用ください。

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。

郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。



◆ 来所不要な手続 例えば ...

申 告

- ✓ eLTAX
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

証明申請

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター

納 付

- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ ネットバンキング
・モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX
- ✓ 口座振替

申請・届出

- ✓ eLTAX
- ✓ 東京共同電子申請
届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

◆ 来所される場合は ...

- ▼ マスクの着用や手洗い・手指消毒等、感染防止対策をお願いします。
- ▼ 発熱や風邪症状がみられる場合、来所はお控えください。

窓口の待ち人数をスマートフォン等で確認できるようになりました。

混雑を避けるため、事前にチェックを！！



※ 各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、主税局ホームページをご覧ください。

都税事務所 混雑緩和

検索

自動車税種別割に係る課税免除の期間が延長されました

環境負荷の小さい次世代自動車の取得を税制面から支援するため、電気自動車等を取得した場合に初回新規登録を受けた年度及び翌年度から5年度分の自動車税種別割を免除する措置を、5年間延長します。対象は令和8年3月31日までに取得したものとなります。併せて、本措置の名称が「ZEV導入促進税制」に変更されます。

◆対象となる自動車

- 電気自動車(EV)
- プラグインハイブリッド自動車(PHV)
- 燃料電池自動車(FCV)



= ゼロエミッションビークル

(ZEV)

【お問合せ先】
東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066 (平日 9 時～17 時)



自動車税環境性能割に係る臨時的軽減の期間が延長されました

自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものが対象となります。

◆令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車の税率

燃費基準達成度等	登録車 (新車・中古車)
電気自動車等	非課税
★★★★★かつ令和12年度燃費基準85%以上達成※	
★★★★★かつ令和12年度燃費基準75%以上達成※	
★★★★★かつ令和12年度燃費基準60%以上達成※	1%
上記以外	2%
	3%

※令和2年度燃費基準を達成しているものに限る

軽減後
の税率



登録車 (新車・中古車)
非課税
1%
2%

【お問合せ先】
東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066 (平日 9時～17時)



都税がスマホ決済アプリで納付できます

【5月6日から】対応アプリが増え、さらに便利になりました！

- ！ いつでもどこでもスマホで簡単に納付ができます。
- ！ スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- ！ 手数料はかかりません。



利用できるアプリ (令和3年6月1日時点)



注意事項

- 領収証書は発行されません。
 - 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
 - バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
- 主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。